

令和7年3月21日

入札参加有資格者各位

契約課長

物品購入及び修繕の契約事務の見直しについて

物品の購入及び修繕のうち、予定価格80万円以下のものについては、これまで原則として2以上の事業者から見積書の提出を依頼し、見積合わせを行っており、予定価格1万円以上80万円以下の事務用品、印刷物、及び日用雑貨については、オープンカウンター方式において落札者を決定しておりましたが、受発注者双方の負担軽減、納期短縮及び事務効率化の観点から、令和7年度以降については、予定価格5万円以下の物品の購入及び修繕については、1人以上からの見積書の徴収によって落札者を決定できるものとし、オープンカウンターの対象物品は予定価格5万円を超え80万円以下の事務用品、印刷物、及び日用雑貨とします。

【担当】財務部契約課物品契約係（電話）076-443-2024